

## 編集後記

産業財産権制度に関する基礎研究の成果を発表する場であるとともに産業財産権制度に関する資料や動向の紹介を行う場として昭和 61 年 1 月に創刊された論文誌「特許研究」ですが、このたび第 76 号をおかげさまで発刊することができました。

今号では、巻頭言を日本弁理士会の鈴木一永会長から頂戴したほか、論文 4 本と判例評釈とを計 6 名の錚々たる皆様に執筆いただいております。執筆者の皆様に感謝申し上げるとともに、こうした内容の論文誌を読者の皆様にお届けできることを INPIT (インピット) の特許研究室長として大変嬉しく思っております。

本誌に関するご意見・ご要望がございましたらアンケートにてお寄せいただけますと幸いです。INPIT ホームページ内の「論文誌『特許研究』の編集・発刊」(<https://www.inpit.go.jp/jinzai/study/>)にてアンケートに回答いただけます。

さて、この第 76 号の編集を終えたのは令和 5 年の夏になります。「夏」といえば世間一般には夏休みで帰省や旅行と楽しい季節ですが、私にとっては長らく特許庁審査官補の健闘を祈る時期でもあります。審査官昇任のための非常に重要な研修が 8 月後半からあり、所属部長から推薦された審査官補の皆様に対し INPIT が研修を実施します。

この研修は、審査官コース前期研修といい、単に「前期研修」と呼ばれています。特許法施行令 4 条で定める「独立行政法人工業所有権情報・研修館における所定の研修課程」の一つであり、修了することが審査官の資格を有するための要件になっています。

8 月後半から 10 月後半までの 2 か月にわたる長丁場の研修であり、産業財産権関係法令・条約、審査実務等に関する専門知識、審査官として求められる実務知識及び事案解決能力の修得を図ることを目的としています。審査官補にとっては前期研修を受講しつつ日々の審査業務もできる限り遂行するので、前期研修を無事乗り越えると職務遂行にかなり自信が付くようです。

研修期間中に 7 週連続で試験時間 2 時間の論述式筆記試験が課されるのですが、出題範囲が特許法・実用新案法全部とか、意匠法全部とかいったように広範です。法律や条約ごとの主要論点を事前に把握しておかないと全く解答できないため、相当量の学習が必要になります。

前期研修には、人材育成側として (1) 審査官補の指導審査官、(2) 審査指導教官、(3) 特許審査部の人材育成委員会の委員、(4) 人材開発統括監、の四つの立場から直接関わる機会を得ました。ほとんどの読者の皆様に関係しない事柄で恐縮ですが、人材育成側の一端を紹介いたします。

### (1) 指導審査官として

特許庁の審査官補には全員に指導審査官が付きます。審査官補は審査 1 件ごとに指導審査官と相談し、マンツーマンでの指導を受けたうえで指導審査官の名前で審査を進めます。こうした日常的なマンツーマン指導を、学士卒の審査官補は 4 年、修士卒の審査官補は 3 年、博士や相当の職歴がある審査官補であれば 2 年受けます。決まりはありませんが、審査官補期間中に通算 3 人以上の指導審査官が担当するように審査長が配慮しています。1 人の指導審査官の審査手法だけを習得するのではなく、複数の指導審査官の審査手法から長所を学び、自分のものにしていくことが期待されます。

前置きが長くなりましたが、実務では法令や制度の趣旨を踏まえて審査を進める必要があるところ、前期研修でもそうした趣旨をきちんと理解しているかが問われます。そのため、前期研修対策として①審査業務を通じて普段から法令等の趣旨を問いかけ意識させるとともに、②研修前年度のうちから同期と勉強会を開催したほうがいいとか、③直近の受講者から情報をもって学習しておくように助言していました。これまで見聞きした周囲の指導審査官も同様のことをしていたように思います。審査官補が無事合格したときは指導審査官も嬉しいもので、指導審査官主催で慰労会を開くこともよく見られます。

### (2) 審査指導教官として

特許の審査部で審査指導教官を拝命したときに前期研修の事例演習講師も 2 年間担当しました。事例演習としては、①新規性・同一性、②進歩性、③特許請求の範囲・明細書の記載要件、④発明の単一性、⑤補正、⑥優先権、⑦新規性喪失の例外適用、⑧出願の分割要件、といった題材について裁判例などを用い、教官 1 人に対し審査官補数名の班で討論をします。審査官補にとって実務に裏打ちされた討論ができることもあって全般に活発な討論がなされるため、教官としても濃密な時間を過ごさせてもらいました。審査官昇任後に独善とならないよう、事例演習を通じて他者

意見の傾聴も重要であることを配慮した指導をしていたように記憶しています。

### (3) 人材育成委員会の委員として

審査長を拝命していた時期の一部で人材育成委員を担当しました。委員には様々な研修が主担当として割り振られますが、私には主担当の一つとして前期研修が割り振られました。必須科目が決まっているため科目面での委員の裁量は少ないのですが、スケジュール等のほか、特許審査官補向けの研修内容を検討しました。また、審査指導教官時代の経験を活かして、どの教官が担当しても重要ポイントを押さえた指導ができるように教官同士の勉強会を開催しました。

各審査長も前期研修の厳しさは承知しているところ、委員としても改めて各審査長に声をかけ、配下の審査官補が前期研修を乗り切れるように必要な指導をお願いしていました。

### (4) 人材開発統括監として

人材開発統括監のもとに INPIT 研修部があり、特許庁関係部署の指導・協力のもと INPIT 研修部

が前期研修を実施しています。研修を支障なく実施できるよう担当者が地道な積み重ねをしている姿も間近で見えています。人材開発統括監としては、これまでの経験を活かした研修運営への助言のほか、開講式にて審査官補の皆様への期待を対面で「熱く」お伝えするとともに、一人でも多くの受講生が審査官昇任への関門を突破することを祈っています。

以上、記録的猛暑が続く令和 5 年の暑い「夏」から連想し、この第 76 号発刊時の今も審査官補が熱く取り組んでいる前期研修の一端をご紹介します。

さて、次号は第 77 号となります。論文誌「特許研究」に課された使命を意識し、意義ある発刊ができるように努めて参りますので引き続きご愛読いただけますと幸いです。

INPIT 人材開発統括監  
特許研究室長・監査室長  
本庄亮太郎

#### 特許研究 PATENT STUDIES No. 76 (September 2023) ©

令和 5 年 9 月 29 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒105-6008



東京都港区虎ノ門 4-3-1 城山トラストタワー 8 階

電話：03-3581-5092 FAX：03-5843-7693

HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所

株式会社まこと印刷

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。